



後期高齢者医療制度・乳幼児医療費の助成

医療の給付は……

後期高齢者に対する医療給付については、新たに設けられる「高額医療・高額介護合算制度」以外は、これまでの老人保健や国保と同様の給付が受けられます。また、各種申請については、これまでどおり各市町の担当窓口で受け付けができます。

自己負担額が高額になったとき……

1か月に支払った医療費が高額となり、限度額を超えた場合は、申請により限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。申請を一度行くと、次回から高額療養費支給は申請の必要がありません。

※ 現在の老人医療制度ですでに申請をし、高額医療費を受けている方については、後期高齢者医療制度での新たな申請の必要はありません。

また、同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額との合計額が限度額を超えた場合は、申請により限度額を超えた分が支給されます。

被保険者が亡くなったときは……

後期高齢者医療制度における被保険者の方が亡くなったときには、その方の葬祭を行った方（喪主）に、2万円が葬祭費として支給されます。

お問い合わせは……

役場町民課保険医療係
☎ 985-4107
愛媛県後期高齢者医療広域連合
☎ 911-7733
E-mail info@ehime-kouiki.jp
ホームページ http://www.ehime-kouiki.jp/

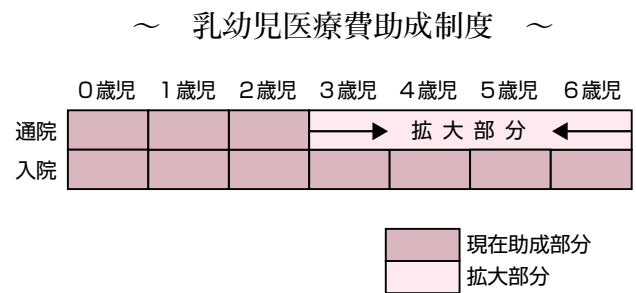


平成20年4月から

乳幼児医療費

就学前まで全額助成!!

平成20年4月1日から
小学校就学前まで通院・入院とも保険診療にかかる自己負担額を全額助成します。
医療費助成の拡大内容は左図のとおりです。



乳幼児医療費受給資格証

対象となる方全員に3月31日までに新しい乳幼児医療費受給資格証を配達記録郵便でお送りします。

助成を受けるには

- 県内での受診
病院などの窓口で健康保険証と乳幼児医療費受給資格証を提示してください。保険診療の自己負担額が無料になります。薬の容器代や入院時の食事負担額などは助成の対象になりません。
- 県外での受診
病院などの窓口で医療費をいったん支払っていただき、後日、町民課保険医療係の窓口で払い戻しの請求を行ってください。

【手続きに必要なもの】

- 領収明細書
- 受診された子どもの氏名が記載された健康保険証
- 乳幼児医療費受給資格証
- 印鑑（シャチハタ不可）
- 受給資格者名義の振込先口座番号のわかるもの（ゆうちょ銀行以外）

※ 請求期限は6か月以内となつていますので、お早めに請求してください。

こんなときには届け出を

- 住所・氏名が変わったとき
- 健康保険証の内容が変わったとき

【届け出に必要なもの】

- 子どもの氏名が記載された健康保険証
- 乳幼児医療費受給資格証
- 印鑑（シャチハタ不可）

問い合わせ

役場町民課保険医療係
☎ 985-4107